２０２４年ＪＡＦカップオールジャパンジムカーナ/ダートトライアル規定

※下線部：変更箇所

２０２４年規定	２０２３年規定
第１条（略） **第２条　適用規則** 　ＪＡＦカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアル競技は、「ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則に準拠したＪＡＦの国内競技規則とその細則（本規定ならびにスピード競技開催規定を含む）、２０２４年（以下「当該年」という。）日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定（第１章および第２章を除く）ならびに当該競技会特別規則」が適用される。 **第３条 ～ 第４条（略）** **第５条　参加車両** 　当該年度日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第１１条「参加車両」と同一とする。 　ただし、Ｐ車両、Ｎ車両については２０２４年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第２条「参加車両」４）、６）に従った改造や取付けが認められる。 **第６条 ～ 第１７条（略）** **第１８条　本規定の施行** 　本規定は２０２４年１月１日から施行する。 　ただし、第８条および第１４条については、２０２３年６月１日から施行する。 以上	**第１条（略）** **第２条　適用規則** 　ＪＡＦカップオールジャパンジムカーナ／ダートトライアル競技は、「ＦＩＡ国際モータースポーツ競技規則に準拠したＪＡＦの国内競技規則とその細則（本規定ならびにスピード競技開催規定を含む）、２０２３年（以下「当該年」という。）日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定（第１章および第２章を除く）ならびに当該競技会特別規則」が適用される。 **第３条 ～ 第４条（略）** **第５条　参加車両** 　当該年度日本ジムカーナ／ダートトライアル選手権規定第１１条「参加車両」と同一とする。 　ただし、Ｐ車両については２０２３年全日本ジムカーナ/ダートトライアル選手権統一規則第２条「参加車両」４）に従った改造や取付けが認められる。 **第６条 ～ 第１７条（略）** **第１８条　本規定の施行** 　本規定は２０２３年１月１日から施行する。 　ただし、第８条および第１４条については、２０２２年６月１日から施行する。 以上